

議案第 6 1 号

市川市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

市川市新型インフルエンザ等対策本部条例を次のように定める。

平成 2 5 年 2 月 1 8 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号。以下「法」という。）第 3 7 条において準用する法第 2 6 条の規定に基づき、市川市新型インフルエンザ等対策本部（以下「新型インフルエンザ等対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。副本部長が 2 人以上置かれている場合にあつては、あらかじめ本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必

要な職員を置くことができる。

5 前項の必要な職員は、市の職員のうちから市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議(以下「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定により国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

2 部に部長を置き、本部員のうちから本部長が指名する。

3 部長は、部の事務を掌理する。

4 部に部長のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の必要な職員は、市の職員のうちから本部長が任命する。

(委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

理 由

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、市川市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。